事 務 連 絡 令和6年5月30日

動物医薬品検査所 御中

消費·安全局畜水産安全管理課課長補佐 (薬事審査管理班担当)

動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令の制定について

このことについて、別添写しのとおり各都道府県宛て通知したので、御了知ください。



事 務 連 絡 令和6年5月30日

各都道府県畜産主務課 御中

農林水産省消費·安全局 畜水産安全管理課課長補佐 (薬事審査管理班担当)

動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令の制定について

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和 35 年法律第 145 号)第 83 条の 4 第 1 項の規定に基づき、動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令(令和 6 年農林水産省令第 31 号)が別添のとおり公布され、同日から施行されました。

今回の改正内容は下記のとおりですので、薬事監視及び指導の参考としてください。

記

1 改正の内容

「クエン酸モサプリドを有効成分とする強制経口投与剤」の使用者が遵守すべき基準について、「動物用医薬品使用対象動物」に「牛」を加え、「用法及び用量」及び「使用禁止期間」を設定。

2 施行期日 令和6年5月30日

3 参考

今回の改正に関連する製剤は以下のとおりです。

販売名: 牛用プロナミド散2% (物産アニマルヘルス株式会社)

(別添)

〇農林水産省令第三十一号

医薬品、 医療機器等の品質、 有効性及び安全性の確保等に関する法律 (昭和三十五年法律第百四十五号)

第八十三条の四第 項の規定に基づき、 動物用医薬品及び医薬品 の使用の規制に関する省令の一 部を改正す

る省令を次のように定める。

令和六年五月三十日

農林水産大臣 坂本 哲志

動 物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令

動物用 医 薬品及び医薬品 の使用の規制に関する省令(平成二十五年農林水産省令第四十四号) *(*) 部を次

のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。

ì											\	
注 1~20 (略)	(略)				制経口投与剤	成分とする強	プリドを有効	クエン酸モキ	(略)	動物用医薬品	別表第1(第2条、	改正後
	(略)	惠						生	(略)	動物用医薬品使 用対象動物	、第4条及び第5条関係)	
	(略)	(略)	°	経口投与する	量を強制的に	り 2 mg以下の	体重1kg当た	1月量として	(略)	用法及び用量	条関係)	
	(略)	(器)				る前1日間	ためにと殺す	食用に供する	(略)	使用禁止期間		
	_											
注 1~20 (略)	(略)				制経口投与剤	成分とする強	プリドを有効	クエン酸モサ	(略)	動物用医薬品	別表第1(第2条、	改正前
	(略)	運						(新設)	(略)	動物用医薬品使 用対象動物	、第4条及び第5条関係)	
	(略)	(略)						(新設)	(略)	用法及び用量	条関係)	
	(略)	(略)						(新設)	(略)	使用禁止期間		

附則